

福岡手形交換所規則(平成 17 年 4 月 1 日現在)(抜粋)

第 4 章 取引停止処分

第 49 条 (取引停止処分)

1. 手形または小切手（この章において「手形」という。）の不渡があったときは、約束手形もしくは小切手の振出人または為替手形の引受人（以下「振出人等」という。）に対して、この章に定めるところにより、取引停止処分をするものとする。
2. 参加銀行は、取引停止処分を受けた者に対し、取引停止処分日から起算して 2 年間、当座勘定および貸出の取引をすることはできない。ただし、債権保全のための貸出はこのかぎりでない。

第 50 条 (不渡届)

1. 手形の不渡があったときは、当該手形の支払銀行および持出銀行は、つぎの各号の不渡届を交換所に提出しなければならない。ただし、取引停止処分中の者にかかる不渡および細則で定める適法な呈示でないこと等を事由とする不渡については、不渡届を提出しないものとする。
 - (1) 不渡事由が「資金不足」または「取引なし」の場合 第 1 号不渡届
 - (2) 不渡事由が前号以外の場合 第 2 号不渡届
2. 不渡届の提出は、支払銀行は交換日の翌営業日の午前 10 時までとし、持出銀行は交換日の翌々営業日の午前 10 時までとする。ただし、交換日の翌営業日に店頭返還した場合には、支払銀行は、不渡届を交換日の翌々営業日の午前 10 時までに提出するものとし、その不渡届には店頭返還の旨を表示する。

第 51 条 (不渡報告)

交換所は、不渡届の提出があったときは、つぎの各号にかかげる場合を除き、交換日から起算して営業日 4 日目に当該振出人等を不渡報告に掲載して参加銀行へ通知する。

- (1) 不渡届に対して異議申立が行なわれた場合
- (2) 不渡届が取引停止処分を受けている者にかかる場合
- (3) 交換日の翌々営業日の営業時限（午後 3 時）までに第 55 条【不渡報告および取引停止処分の取消】第 1 項または第 2 項に規定する取消の請求があった場合

第 52 条 (取引停止報告)

1. 不渡報告に掲載された者について、その不渡届にかかる手形の交換日から起算して 6 か月以内の日を交換日とする手形にかかる 2 回目の不渡届が提出されたときは、つぎの各号にかかげる場合を除き、取引停止処分に付

するものとし、交換日から起算して営業日4日目にこれを取引停止報告に掲載して参加銀行へ通知する。

- (1) 不渡届に対して異議申立が行なわれた場合
 - (2) 交換日の翌々営業日の営業時限（午後3時）までに第55条【不渡報告および取引停止処分の取消】第1項または第2項に規定する取消の請求があった場合
2. 第49条【取引停止処分】第2項の取引停止処分日は、前項による通知を發した日とする。

第52条の2（不渡情報の適正な管理）

1. 交換所および参加銀行は、第50条【不渡届】に規定する不渡届、第51条【不渡報告】に規定する不渡報告および第52条【取引停止報告】に規定する取引停止報告にかかる情報（以下、これらの情報を「不渡情報」という。）について漏えい等が生じないように適正に管理しなければならない。
2. 交換所は、細則で定める場合を除き、参加銀行以外のものに不渡情報を提供してはならない。
3. 参加銀行は、不渡情報を手形取引の円滑化の確保および当該参加銀行の与信取引上の判断のためにのみ利用するものとし、当該参加銀行以外のものに不渡情報を提供してはならない。
4. 交換所および参加銀行は、細則で定める安全管理に沿った措置を講じるものとする。

第52条の3（不渡情報の共同利用）

1. 不渡情報については、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）第23条第4項第3号の規定を適用し、交換所および参加銀行のほか細則で定める者（以下「共同利用者」という。）との間で共同して利用するものとする。
2. 前項により不渡情報を共同して利用する場合には、共同利用者は、細則で定める方法によりその目的等を継続的に公表するものとする。

第52条の4（取引停止処分等にかかる緊急措置）

1. 交換所は、台風、洪水、大火、地震等の災害、事変または交換所もしくは交換参加店（交換母店を含む。）における爆破、不法占拠等により、第51条（不渡報告）および第52条（取引停止報告）の規定にもとづく不渡報告への掲載または取引停止処分を行なうことが不適當であると認められる緊急事態が発生した場合には、ただちに必要な措置をとり、理事会に報告しなければならない。
2. 交換所は、前項の事態が長期間にわたることが予想される場合には、理事会の決定により措置をとるものとする。

第 53 条（異議申立）

1. 支払銀行は、第 50 条【不渡届】第 1 項の第 2 号不渡届に対し、交換日の翌々営業日の営業時限（午後 3 時）までに交換所に不渡手形金額相当額（以下「異議申立提供金」という。）を提供して異議申立をすることができる。ただし、不渡の事由が偽造または変造である場合は、交換所に対し、異議申立提供金の提供の免除を請求することができる。この請求にあたっては、異議申立書に細則で定める証明資料を添付しなければならない。
2. 交換所は、前項ただし書きによる請求を受けた場合には、不渡手形審査委員会の審議に付し、その請求を理由があるものと認めるときは異議申立提供金の提供を要しないものとする。

第 54 条（異議申立提供金の返還）

1. 交換所は、つぎの各号にかかげる場合において、支払銀行から請求があったときは、異議申立提供金を返還するものとする。
 - (1) 不渡事故が解消し、持出銀行から交換所に不渡事故解消届が提出された場合
 - (2) 別口の不渡により取引停止処分が行なわれた場合
 - (3) 支払銀行から不渡報告への掲載または取引停止処分を受けることもやむを得ないものとして異議申立の取下げの請求があった場合
 - (4) 異議申立をした日から起算して 2 年を経過した場合
 - (5) 当該振出人等が死亡した場合
 - (6) 当該手形の支払義務のないことが裁判（調停、裁判上の和解等確定判決と同一の効力を有するものを含む。）により確定した場合
 - (7) 持出銀行から交換所に支払義務確定届または差押命令送達届が提出された場合
2. 前項第 5 号または第 6 号の規定により異議申立提供金の返還を請求する場合には、その請求書に当該事実を証する資料を添付しなければならない。
3. 第 1 項第 3 号により異議申立提供金を返還した場合には、その返還した日を交換日とする不渡届が提出されたものとみなして第 51 条【不渡報告】または第 52 条【取引停止報告】の規定を適用する。第 1 項第 1 号、第 2 号および第 4 号から第 6 号までの事由により異議申立提供金を返還した場合には、不渡報告への掲載または取引停止処分に付さないものとし、第 7 号の事由により異議申立提供金を返還した場合には、次条によるほかは不渡報告への掲載または取引停止処分に付さないものとする。
4. 支払銀行は、手形の不渡が偽造、変造、詐取、紛失、盗難、取締役会承認等不存在その他これらに相当する事由によるものと認められる場合には、交換所に対し、異議申立提供金の返還を請求することができる。この場合

においては、その請求書に細則で定める証明資料を添付しなければならない。

5. 交換所は、前項の請求を受けた場合には、不渡手形審査委員会の審議に付し、その請求を理由があるものと認めるときは、異議申立提供金を返還する。

第 54 条の 2（支払義務の確定後における取引停止処分等）

1. 持出銀行は、異議申立にかかる不渡手形について振出人等に当該不渡手形金額全額の支払義務のあることが裁判により確定した後においても当該手形の支払がなされていない場合には、細則で定めるところにより、交換所に対し、当該不渡手形の振出人等の不渡報告への掲載または取引停止処分の審査を請求することができる。
2. 交換所は、前項の請求を受けた場合には、不渡手形審査委員会の審議に付し、その請求を理由があるものと認めるときは、同委員会の最終審査日を交換日とする不渡届が提出されたものとみなして第 51 条【不渡報告】または第 52 条【取引停止報告】の規定を適用するものとする。

第 54 条の 3（保険事故発生時における異議申立提供金の返還）

交換所は、第 53 条【異議申立】第 1 項の規定により異議申立提供金を提供した支払銀行に預金保険法で定める保険事故が生じた場合には、細則で定める手続により、当該支払銀行に異議申立提供金を返還する。

この場合、当該異議申立に係る振出人等は、不渡報告への掲載または取引停止処分に付さないものとする。

第 55 条（不渡報告および取引停止処分の取消）

1. 不渡報告または取引停止処分が参加銀行の取扱錯誤による場合には、当該銀行は交換所に対し、不渡報告または取引停止処分の取消を請求しなければならない。
2. 不渡報告または取引停止処分が参加銀行以外の金融機関の取扱錯誤による場合には、参加銀行は当該金融機関の依頼にもとづき、交換所に対し、不渡報告または取引停止処分の取消を請求することができる。
3. 交換所は、前 2 項の請求を受けたときは、ただちに、不渡報告または取引停止処分を取消すものとする。

第 56 条（偽造、変造等の場合の不渡報告および取引停止処分の取消）

1. 不渡報告または取引停止処分が偽造、変造、詐取、紛失、盗難、取締役会承認等不存その他これらに相当する事由の手形について行なわれたものと認められる場合には、当該手形の振出人等と関係のある参加銀行は、交換所に対し、不渡報告または取引停止処分の取消を請求することができる。この場合においては、取消請求書に細則で定める証明資料を添付しな

なければならない。

2. 交換所は、前項の請求を受けた場合には、不渡手形審査委員会の審議に付し、その請求を理由があるものと認めるときは、不渡報告または取引停止処分を取消すものとする。

第 57 条（取引停止処分等の解除）

1. 参加銀行は、取引停止処分を受けた者について、著しく信用を回復したとき、その他相当と認められる理由があるとき、または不渡報告に掲載された者について相当と認められる理由があるときは、交換所に対し、その解除を請求することができる。この場合においては、解除請求書に細則で定める証明資料を添付しなければならない。
2. 交換所は、前項の請求を受けた場合には、不渡手形審査委員会の審議に付し、その請求を理由があるものと認めるときは、取引停止処分等を解除するものとする。

第 58 条（不渡手形審査委員会）

交換所は、不渡手形審査委員会を設置し、この章で定める事項その他必要な事項を審議させるものとする。

(以上)